

## 国民健康保険の各種手続きのご案内

## ★高額介護合算療養費

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために設けられている制度のことです。基準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

★申請 請・・・計算期間内に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額から、算定基準額を差し引いた額が500円を超えた場合、計算期間の末日（7月31日）に加入している医療保険者に対して世帯主の申請が必要になります。

★支給の見込みのある世帯には、今年度は1月下旬頃（予定）に通知をします。

◆申請に必要なもの・・保険証、マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、認め印、世帯主名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）

## ○算定基準額【計算期間：平成28年8月1日～平成29年7月31日の一年間】

国保十介護			
70歳以上75歳未満の人が受けられる世帯		高齢受給者の世帯	
区分	算定基準額	区分	算定基準額
高齢受給者証の負担割合が <u>3割</u> となっている場合①	67万円	国保課税所得が901万円超	212万円
		" 600万円超901万円以下	141万円
一般(①②以外)	56万円	" 210万円超600万円以下	67万円
		" 210万円以下	60万円
世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合②	低II※ 31万円	世帯主と国保加入者全員が <u>住民税非課税</u> の場合	34万円
	低I※ 19万円		

※区分 低II：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税  
 低I：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる。

## ★出産育児一時金

八代市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、世帯主に支給されます。医療機関が世帯主に代わり、直接八代市に出産育児一時金を請求する直接支払制度等もあります。ただし、国保加入期間が6カ月未満の方は、国保加入以前に社会保険の本人期間が1年以上あれば、以前の社会保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。手続き等の詳細については、お問い合わせください。

◆申請に必要なもの・・・保険証、認め印、世帯主名義の通帳、出産にかかった費用が確認できる領収書または明細書、直接支払制度の利用の有無がわかる文書

## ★葬祭費

八代市国民健康保険に3カ月以上加入されている方が死亡された場合、葬儀を行った人（喪主）に30,000円が支給されます。◆申請に必要なもの・・・喪主の認め印、喪主名義の通帳

## ★はり・きゅう等施術の助成

はり・きゅう等施設利用券の交付をしています。八代市が指定した施設に本券を持参すると1,000円引きで施術を受けることができます（年間15回まで）。八代市国民健康保険に3カ月以上加入していて、国保税の滞納がない世帯の方が対象です。◆申請に必要なもの・・保険証

## ★交通事故等で治療を受ける場合

交通事故や他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によるケガで国民健康保険証を使い治療を受ける場合には、国保窓口に必ず届出が必要です。

加害者（第三者）は原則、過失割合に応じて被害者の治療費を負担しますので、治療費の保険給付分（医療機関窓口で支払う自己負担以外の分）を、八代市が一旦立替払いを行い、後で市から加害者へ請求することになります。

届出前に、加害者から治療費を受け取るといった示談を済ませてしまうと、国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談前に必ず国保窓口へご相談ください。

なお、交通事故については、昨年度より、損保会社による届出支援が始まりましたので、任意保険に加入中の場合は、まずはその保険会社へ届出のご相談をされることをおすすめします。

# 糖尿病対策！手遅れになる前に～糖尿病がわかる講座～

八代市でも増加傾向にある糖尿病予防のための講座を開催します。健診結果で、血糖値が気になった方はぜひこの機会にご参加下さい。

内 容		日 時	持参品など
1 部	高血糖が及ぼす体への影響 ～HbA1cとは？～ 講師：ひらきクリニック 大柿 悟氏	平成 29 年 10 月 1 日(日) 9:30～受付 10:00～11:45	無 料 筆記用具 糖尿病手帳(お持ちの方)
2 部	血糖値を上げないための ランチセミナー ・ブルーサークルメニュー試食 ・栄養・運動講話	平成 29 年 10 月 1 日(日) 11:45～受付 12:00～14:00	ブルーサークル お弁当代 400 円 筆記用具 飲み物



☆会場はいずれも、八代市保健センター(高下西町 1726-5)です。

☆希望の講座のみの受講可能です。(定員を 40 名) 参加をご希望の方は早めに下記までお申込下さい。

## 秋の複合健診のお知らせ

特定健診と一緒に希望するがん検診が半日で受けられます！

希望される方は、保健センターへお申込みください。(定員になりしだい締切ます。)

日 時	場 所
平成 29 年 10 月 14 日(土)	八代市保健センター
平成 29 年 11 月 12 日(日)	八代市鏡保健センター
平成 29 年 11 月 19 日(日)	八代市保健センター

健診項目：特定・高齢者健診、肺がん・結核検診、胃がん検診  
大腸がん検診、子宮頸がん・乳がん検診、腹部超音波検診

超お得!!



男性で全て受診すると約 2 万円かかる健診費用が、なんと  
『3,800 円』で受けられます。

《問合せ・申込み先》 \*八代市保健センター ☎32-7200 \*八代市鏡保健センター ☎52-5277

## 平成 30 年 4 月から 国民健康保険制度が変わります！

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険の保険者となり、ともに国民健康保険制度を担うことになりました。市町村は引き続き、地域住民と身近な関係の中、被保険者証等の発行、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の役割を担います。

### 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"><li>財政運営の責任主体</li><li>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li><li>市町村ごとの標準保険税率を算定・公表</li><li>保険給付費等交付金の市町村への支払い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>国保事業費納付金を都道府県に納付</li><li>資格を管理（被保険者証等の発行）</li><li>標準保険税率等を参考に保険税率を決定</li><li>保険税の賦課・徴収</li><li>保険給付の決定、支給</li></ul>